

政務活動費 使途基準

政務活動費を充てることができる経費

項目	目的
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究および調査委託に関する経費（資料印刷費、調査委託費、文書通信費、旅費等）
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費（講師謝金、会場費、旅費、文書通信費、参加費等）
広報費	会派が行う活動および市政について住民に報告するために要する経費（広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、旅費等）
広聴費	会派が行う住民からの市政および会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費（資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、旅費等）
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費（資料印刷費、文書通信費、旅費等）
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費（会場費、資料印刷費、旅費、文書通信費、参加費等）
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費（印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等）
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等）
その他経費	上記以外の経費で政務活動に必要な経費

政務活動費を充てることができない経費

1. 個人に係る消費経費
2. 慶弔費等交際経費
3. 政党活動費および選挙費用
4. 他団体等への寄附金
5. 会議および研修時における食事以外の飲食費
6. その他政務活動費として適正でない経費